とっとり国保連 Times

2020 年
12 月特別号

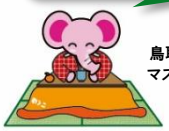

鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

【鳥取県国民健康保険団体連合会】
〒680-0061　鳥取市立川町 6 丁目 176 番地　鳥取県東部庁舎 5 階　TEL：0857-20-3684（審査課）
H P：https://www.kokuho-tottori.or.jp　@torikokuhoren

電子媒体請求の保険医療機関の皆様へ

令和 3 年 3 月からオンライン資格確認が始まります。オンライン資格確認の導入により、窓口で患者の資格有無が確認でき、資格過誤による返戻が減少することで医療機関業務の効率化が期待できます。

オンライン資格確認を導入した場合、そのオンライン資格確認端末やネットワーク回線を利用してオンライン請求を開始することも可能です。

オンライン請求には次のようなメリットがありますので、オンライン資格確認の導入と併せてオンライン請求への切替をご検討ください。

オンライン請求のメリット

1.請求の安全性・迅速性・時間延長
・セキュリティを確保したネットワーク回線により暗号化して送信するため、郵便等の集配日時の影響を受けず、媒体搬送時の紛失や破損のリスクも発生しない。
・土日祝日も含め、5 日～10 日まで毎日受付可能（5 日～7 日：8 時～21 時、8 日～10 日：8 時～24 時）

2.レセプトデータの事前チェック
・患者氏名の記録洩れなどの事務的な不備を請求送信時のチェックで事前に把握できるため、請求確定までにレセプトデータを修正することが可能

3.増減点返戻情報等のデータ提供
・電子請求分は毎月 5 日からオンラインで増減点返戻通知情報及び返戻レセプトデータがダウンロードでき、再請求もそのままオンラインで行えるため、紙媒体での請求よりも早く増減点返戻情報を把握し、迅速な再請求が可能

オンライン請求の保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ

更なる事務の効率化・負担軽減のため、返戻再請求のオンラインでの実施にご理解、ご協力をお願いします。

令和 3 年 10 月請求（9 月診療）分から開始される、審査支払機関によるレセプトの振替・分割（注 1 の対象は電子請求レセプトのみが対象となりますので、返戻レセプトを再請求される場合にはオンラインをご活用ください。

注1）レセプトの振替・分割：患者が受診後に遡って他保険へ加入した場合等において、変更前の資格情報で請求されたレセプトを審査支払機関が変更後の保険へ振替又は分割する仕組み。（一部対象外レセプトあり）

返戻レセプトのダウンロード及びオンラインによる返戻再請求の方法については以下をご参照ください。
〇支払基金ホームページ（https://www.ssk.or.jp/）
トップページ＞オンライン請求＞保険医療機関・保険薬局に係るオンライン請求＞ダウンロード情報＞オンライン請求システム操作手順書

オンライン資格確認導入をご検討中の皆さまへ

オンライン資格確認の導入等に関する問い合わせ先は次の通りです。不明点などありましたら、内容に応じて各問い合わせ先へお問い合わせください。

	問合せ元			項番	問合せ内容
	医療機関	薬局	システムベンダ		
	オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト https://www.iryohoken.jyoho-portalsite.jp/			1	オンライン資格確認全般に関すること
				2	顔認証カードリーダの申込に関すること
				3	オンライン資格確認システムの利用申請に関すること
				4	電子証明書発行申請に関すること
			ネットワークサポートデスク/オンライン請求システムヘルプデスク https://www.ssk.or.jp/sodan_madoguchi/gosodan_04.html	5	オンライン請求ネットワークの敷設等に関すること
				6	オンライン請求システム全般に関すること
			医療機関等 ONS https://mhlw.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/iryokikanVendorDoc/top/	7	オンライン資格確認等システムに関すること

「SARS-CoV-2 抗原検出」の算定について

【算定要件等】

①COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合は診断の確定までの間に、1 回に限り算定できます。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの COVID-19 以外の診断がつかない場合は、さらに 1 回に限り算定可能です。

②感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できません。

③SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出を実施する以前に外来等(同月中)でそれぞれの判断料を算定した患者については、当該判断料を別に算定することができません。

【適用日】

SARS-CoV2(新型コロナウイルス)抗原検出は令和 2 年 5 月 13 日から適用開始されています。

【記載要領】

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合

⇒本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載してください。

【記載例】

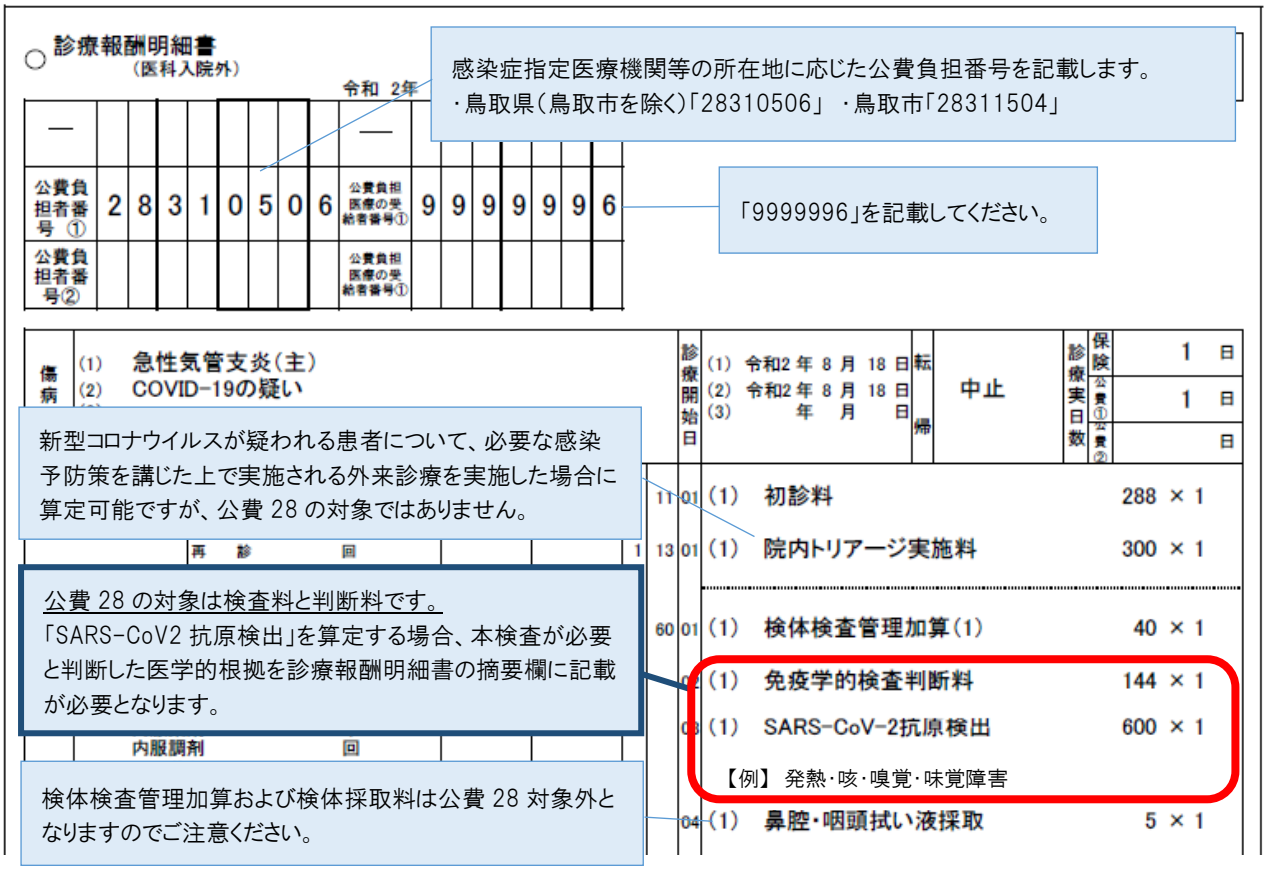

このレセプトの場合、保険請求点数は 1,377 点、公費 28 対象点数は 744 点になります。